

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和5年6月19日(月)			
会議時間	開会	午後3時11分	閉会	午後5時11分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	石川主査			
出席説明員	千葉総務部長、大瀬総務部次長兼市民税課長 他1名 小野寺まちづくり推進部長、後藤まちづくり推進課長 他1名			
本日の会議に 付した事件	所管事務調査 ・市民所得(税込)の現状について ・地域づくりの現状について ・調査項目について ・その他			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会

令和5年6月19日

(午後3時11分 開会)

委員長 : 大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席委員は8名であります。

全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。

本日の会議には、総務部長、まちづくり推進部長の出席を求めました。

録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。

本日の案件は御案内のとおりであります。

初めに、市民所得(税金)の現状についてを議題といたします。

この議題につきましては、総務常任委員会の調査項目に位置づけられているものであります。

令和3年12月に1度説明を受けておりますが、本日は、税金等の最新の状況を踏まえて、改めて説明をいただき、質疑を通じて内容を確認したいと思います。

なお、本件につきましては、本日の委員会の後段で、今後の調査、取扱方針を協議することといたしたいと思いますので、申し添えます。

それでは最初に、当局の説明を求めます。

千葉総務部長。

総務部長 : よろしくお願いたします。

ただいま委員長からお話がありまして、本日は総務部から市民所得(税金)の現状について、個人市民税について説明をさせていただきます。

資料について若干触れさせていただきますが、個人住民税の資料を御覧いただきたいと思います。

1つ目は、個人住民税(現年度課税)の調定額について、これは令和元年度から令和4年度となります。

それから次には、所得種類別等の課税状況(所得割)について、これは令和2年度から令和4年度までというようになります。

それから、その次に、3ページ目でございますが、各年度における当初課税時点の段階区分別所得割課税状況について、これにつきましても、令和2年度から令和4年度となります。

最後、4つ目でございますが、令和5年度の市民税県民税の非課税世帯の状況について、それぞれ市民税課長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

委員長 : 大瀬市民税課長。

市民税課長 : それでは、よろしくお願いたします。

それでは、市民所得（税収）に関しての状況について説明をさせていただきます。

まず、7ページ目なのですがすけれども、課税の仕組みについて、これは補足説明なのですがすけれども、説明中に合計所得金額、これは黄色のところ、総所得金額が緑のところ、総所得金額等というのがあります、それはそれぞれこのように違っておりますので、これは参考に御覧いただければと思います。

住民税の計算においては、給与所得、年金と雑所得は一定の定められた控除によりまして、収入から所得を算出しておりますし、事業所得、不動産所得などにつきましては、売上収入から経費を引いて所得を出しているところでございます。

そこから所得控除、扶養控除、その他医療費とか保険とか、そういったものや基礎控除を引きまして、残った部分が課税標準額ということになります。

それでは、1ページの下段になります参考を御覧になっていただければと思います。

こちら、市民税・県民税の年税額でございますけれども、均等割と所得割がございます。

均等割は6,000円でありまして、市民税が3,500円、県民税が2,500円となっております。

所得割については、所得金額から所得控除金額を引いたもの、いわゆる課税標準額に税率10%、内訳としては、市民税が6%、県民税が4%を掛けまして、税額控除といいまして、住宅取得控除や配当控除などがありますけれども、そういったものを引きまして計算しております。

下の表は、非課税の要件ということになりますけれども、5ページから非課税世帯の状況を説明いたしますので、参考にいただければと思います。

3種類に分類しておりますが、非課税世帯ということになりますと、世帯員全員が所得割と均等割が両方課税されない世帯をいいますので、表で申しますと、真ん中の所得割非課税については均等割が課税されておりますので、これは非課税世帯には該当しないものであります。

先ほどの年税額の中で、復興臨時特例により平成26年から令和5年までは市民税・県民税均等割に500円ずつ加算しております。

県民税均等割のうち1,000円はいわての森林づくり県民税として御負担していただいております。

それでは、1ページの上段を御覧ください。

個人住民税の調定額について御説明いたします。

各年度とも前年の1月から12月までの所得に課税されるものです。

令和元年度につきましては44億円と金額が多くなっておりますが、分離課税部分で数千万円単位の大口株式譲渡があったもので多くなっております。

令和2年度の減については、令和元年度分が増額になっている影響で大きく減となっているように見えますけれども、これは表にはありませんが、平成30年度の約43億5,000万円と比較しますと、減額は99.81%となっております。

令和3年度はこのページの下から2行に記載しておりますが、基礎控除が10万円上がり、課税標準が上がったことが原因と考えられます。

令和4年度は調定額が約43億2,298万8,900円、令和3年度につきましては42億9,170

万8,500円となり、前年度比は100.73%となっております。

納税義務者につきましては、人口減少の影響もあり、毎年減少しているところであります。

収納率については、前年度比は令和4年度の収納割合において99.03%でありまして、0.26%下がっております。

令和元年度から令和4年度までの推移は以上でございます。

次、2ページを御覧ください。

これは、所得割が課税されている方の所得種類別の課税状況でございます。

こちらは当初課税時の主たる所得による分類となりまして、例えば給与と少額の農業がある方は、給与にカウントされているものです。

2、左側から納税義務者、総所得金額等、総所得金額に等がつくのは、分離課税を含めた金額となります。

その右は税額となります。

こちらは令和2年度から令和4年度までの状況でございます。

こちらは決算ベースではなく、各年度当初課税6月課税時のものでございます。

こちらは市町村の住民税の課税状況を、岩手県を通して総務省のほうに定めた様式で毎年集計しているものです。

令和5年については、当初課税は終わっておりますが、この時期に集計は委託しているため、まだできていないものであります。

こちらの表についてですけれども、給与、営業等、農業、その他、その他の主なものは年金収入、あとは雑所得とか一時所得がその他、分離課税と分けております。

こちらの比較をする際には、令和3年度から、先ほど申し上げましたが、1ページの下の2行に書いてあります給与収入、公的年金収入を所得に直すときに、控除額を10万円引き下げていることを考慮しなければいけません。

例えば、以前は100万円の給与収入の方は65万円を引いた残りの35万円が所得となっておりますが、令和3年度からは100万円から10万円下がった55万円を引いた残りの45万円が所得となっております。

端的に言いますと、課税対象が増えるので、その調整に所得控除である基礎控除10万円を引き上げ、課税標準では同額になるようになっております。

令和2年度と令和3年度を比べるときにこの影響を受けているのは、給与と年金が含まれるその他となっております。

令和3年度の給与所得を令和2年度と同様な条件で試算したところ、マイナス15億2,827万5,000円の1,051億3,122万1,000円となりました。

ただし、これは収入から所得を計算する金額が変わったのは、給与または年金がある方のみであり、事業所得のみの方については、所得は今までどおり収支の計算となっており、基礎控除は10万円上がっていることになりまして、課税標準が下がっていることになります。

例えば、農業所得が100万円の方が基礎控除しかないとして、基礎控除33万円を引いた残りの67万円が課税標準となっていたものが、基礎控除が10万円上がって43万円となりますと、57万円が課税標準となり、税負担としては軽減となったものです。

表では令和3年度と令和2年度の営業等を比べますと、所得は上がっていますが、税額が下がっているというのは、こちらの減少となっております。

令和4年度と令和3年度を比較いたしますと、控除額等の条件は同じとなっております。

給与所得は微増となっておりますが、大きく減となっているのは農業所得となります。

令和4年度の住民税の計算となる令和3年度の米概算金ですけれども、30キログラム当たり、前年度と比べると1,000円以上落ち込み、また国からの補助金が減ったことによるものと捉えております。

分離課税のほうについては大きく増となっておりますが、高額な方が数人いたことが影響しております。

次に、3ページを御覧ください。

これは所得割が課税された方の課税標準、いわゆる課税の基になる金額の段階、10万円以下、10万円を超して100万円以下、100万円を超して200万円以下というように、幾つか区切りがございます。

その中で再掲の200万円以下、あと200万円超え700万円以下と700万円超えということで、再掲の数字を示しております。

①が納税義務者、②が総所得金額、4ページの③は税額となっております。

こちら表の当初課税の数字となっておりますが、譲渡所得が含まれていないため、2ページの所得金額のほうが多くなっております。

この表を見ますと、前年よりも上がっているのが、再掲の欄で言いますと、200万円を超えて700万円以下のところが、納税義務者、総所得金額、税額とも前年に比べ上がっております。

令和3年度の状況においては、200万円以下の部分が上がっておりますので、令和4年度の所得は上がっているものと捉えております。

②の総所得金額の下の欄、一番このページの下ですけれども、こちらに①の納税義務者で割った1人当たりの所得を記載いたしました。

あくまでも所得割がかかっている方の平均ですけれども、令和2年度と令和3年度は先ほどの10万円のことがありますけれども、令和3年度と令和4年度を比べますと、所得が上がっていることが分かります。

次に、飛びまして5ページのほうを御覧ください。

こちらは令和5年度当初課税のうち、非課税世帯等の状況となっております。

あくまでも世帯数の状況となりまして、非課税者については、今まで御説明してまいりました所得段階の分析や所得の種類というはお出しできませんけれども、少しでも参考になればと思って作成しております。

まず、調定額及び納税義務者についてですけれども、調定額は前年比から比べて増となっておりますし、納税義務者のほうは減となっております。

次に、世帯を3つに分類しておりますが、①は非課税者のみの世帯、②は現在課税者がいなくて未申告者が1人でもいる世帯ということで、まず②の世帯は現在所得を把握していない世帯ということになります。

3番目が課税者が1人でもいる世帯となります。

例えば2番の方が申告したことにより、1番になる方もいますので、これは6月7日現在の状況としてお出ししているところです。

表の説明をいたしますけれども、これは全世帯のうち1万634世帯が非課税世帯、2番が収入が今把握できない世帯で3,133世帯、課税世帯が3万2,646世帯で、合計で4万6,413世帯となります。

構成比ですけれども、非課税世帯がそのうちの22.9%、所得の把握ができないのが6.8%、課税世帯が70.3%になります。

その隣ですけれども、単身世帯の状況ですけれども、非課税世帯1万634世帯のうち7,622世帯は非課税となります。

その下、所得が不明というところが1,558世帯、課税世帯が7,545世帯となっておりまして、合計で1万6,725世帯は単身世帯ということになります。

その隣ですけれども、単身世帯の状況となりますけれども、単身世帯の中で45.6%が非課税世帯、あと2番目は不明な世帯で、3番目の45.1%が課税の世帯ということになります。

その次ですが、単身世帯の全世帯に対する割合ということで、7,622世帯は全世帯1万634世帯の71.7%ということになります。

同じくその下は、不明の世帯が49.7%、下が23.1%ということになります。

合計の部分については、全世帯のうち1万6,725世帯は36%ということになります。

ちなみにですけれども、昨年同時期の状況ですが、非課税世帯が記載しておりませんが、1万699世帯、課税世帯が3万2,740世帯で、大きな増減はないものと捉えております。

その次ですけれども、その下の左の表となりますが、非課税世帯の世帯員数ですね。

こちら1万634世帯のうち1人世帯が、先ほど申し上げましたが、7,622世帯、2人世帯が2,640世帯、3人が331世帯、4人が39世帯、5人が2世帯ということになります。

あと、その次ですけれども、これは単身世帯でないところとちょっとこの例は集計できなかったのですけれども、複数いると年代別ということができないのですけれども、こういった状況の分布となっておりまして、60歳以上になりますと6,893世帯となりまして、割合としては90.4%が単身、60歳以上の単身世帯ということになっております。

次に6ページを御覧ください。

6ページについては、65歳以上の世帯の状況です。

前ページで申し上げました全世帯の状況の隣に、65歳以上のみの世帯を入れたものです。

こちらはあくまでも住民基本台帳上ということで、福祉で出している実態調査とか、そういったものとは数値が合っておりません。

65歳以上のみの世帯は、非課税世帯は8,829世帯、所得不明が386世帯、課税世帯が6,509世帯で、1万5,724世帯というようになります。

高齢者世帯での構成ですけれども、56.1%が非課税世帯ということになりまして、課税世帯が41.4%となります。

高齢者世帯の全世帯に対する割合は、非課税世帯が83%、1万634世帯のうち8,829世帯が83%ということになります。

あと、課税世帯については、全世帯 3 万 2, 646 世帯のうち 6, 509 世帯というのが 19. 9%、合計については 1 万 5, 724 世帯というのが 33. 9%になります。

あと、その下ですけれども、高齢者世帯の非課税の世帯員数ということになりますけれども、1 人が 6, 596 世帯で 74. 7%、2 人が 2, 106 世帯で 23. 9%、3 人が 121 世帯で 1. 4%、4 人は 6 世帯で 0. 1%ということです。

それで、これを人数にしますと、合計で 1 万 1, 195 人になります。

こちら単純に 2 人が 2 掛ける 2, 106 世帯というような計算で足したものですけれども、1 万 1, 195 人が高齢者世帯の人数となります。

これも記載していないのですけれども、令和 5 年 5 月 31 日現在の 65 歳以上人口が 4 万 1, 542 人となりまして、その人口の 26. 9%が非課税世帯ということになります。

こちらの非課税の年金に関してなのですけれども、年金だけあるということを仮定しますと、年金収入でいいますと、148 万円以下は非課税ということになります。

年金の源泉徴収票の収入というところ、そちらが 65 歳以上ですと 148 万円以下になります。

こちらはあくまでも年金収入ということで、農業所得等でマイナスが出るような方はまた違ってきます。

あと、障がい者や寡婦の方がいらっしゃいますけれども、そういう方で 65 歳以上になりますと、そちらの方は 135 万円以下は非課税になりますので、収入で言いますと 245 万円ということになります。

以上、説明を終わらせていただきます。

委員長 : 大変ありがとうございました。

大分急に、数字というか、税のそういう仕組みを踏まえて説明をいただきましたので、なかなか頭に入りづらい場面もあったかと思えますけれども、ただいまの説明を受けた内容で、質疑の方いらっしゃいましたら、お願いしたいと思えます。

武田委員。

武田委員 : ありがとうございます。

このような詳細なデータが出てきて、担当部署というかが、どういったように総括し、どういった対策とか何か、こういったデータそのものは、結果的には市長の施策なり何なりにつながっていかねばならないものだろうというように思うのです。

そうしたときに、これに対しての所感というかがあって、それらをどう市の施策なりに反映すべきかなどというものについて、担当部署からしかるべきところに情報として出していくものなのかを知りたいのですが、その辺、もし披瀝いただければありがたいです。

委員長 : 千葉総務部長。

総務部長 : 1 ページの、実際に細かく検証しているということではないので、今お伝えする部分については、数字を踏まえてのお話になります。

1 ページの一番、現年度課税の調定額の状況を御覧いただきますと、ほぼ同じような状況といたしますか、割合で、大きく税収が伸びるということもなく、特別減るといような状況。

個人住民税の状況ですが、いろいろ新型コロナウイルス感染症なり、いろいろな状況の中で、歳出を見ていくときに、やはり自主財源というのは固定資産税とかが一番多くなりますけれども、そのようなものを踏まえて、毎年度の予算編成の際にはどのような様子を見ていくかというようなことをやっている中では、ほぼ予算で想定したのと同じような額を確保できているところで、こういう状況で、少ないながらもある程度自主財源を確保できているのかというところでございます。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：今回、こういう詳しい、詳しいといたしますか、データを細分化されて、年度比較していただきましたが、こういう資料の作り方をしたのは今回が初めてなのでしょうか。

私、過去に担当課に行って聞いたところ、応答というか、そういう資料の作り方はしていないということから、では、できるできないはどのようなのかという聞き方をしたところ、こういうところまではできる、こういうのも可能かなという状況の経過で、今回常任委員会でテーマとして取り上げていただいて、こういうものをつくっていただいたのですが、過去と今回の資料の経過についてちょっと説明をお願いします。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：初めに、4 ページまでは令和3年に出した資料をそのまま最新の状況に直したものです。

1 ページの下の方には非課税の状況というのは入れていませんが、それ以外のデータについてはそのまま最新のものを出した状況でございます。

令和3年のときの総務常任委員会の議事録を見ましたところ、こういった委員の皆様が、生活の困窮とかそういったものを聞きたいというようなことの質問が多かったので、委員からも昨年ありましたけれども、こういったものがあれば幾らかでも参考になるのかと思いつくった状況で、これ決算のときにもそういったお話を受けましたけれども、決算の状況ですと、やはり年度内に世帯員の状況が動いたりしますので、どうしても決算書には上げられない状況です。

ですので、当初課税の部分でこういったものを出したということになります。

委員長：武田委員。

武田委員：今の状況を見ますと、いずれ非課税世帯というのが56%ということで、課税世帯の47%、あとは未申告者があるという話ですが、やはり高齢化率がどんどんと高くなればなるほど、年金受給者のみの世帯が多くなるということが想定されます。

となると、これはどんどんと非課税世帯の割合が高くなっていくということは想定さ

れるのだらうと思いますが、そのカーブというか、上がり方というのはどういうように見ているのですか。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：これ単純に、単純にと言ったらあれですけども、高齢化率がどんどん高くなっていて、この表から推察するに、高齢者の割合が高くなって、その中で56%なり何なりという、ですから、どんどん割合が高くなっていくというようなことは、当然と言ったらあれですけども、想定されることです。

あとはさりとて、1ページにありますけれども、非課税の要件が、これは国の基準で、あとは地方によって、一関市とかは0.8とかという金額を掛けて若干減らしたりとかあるので、地方税法というか、そういうようなものである程度の動きがない限りは今と同じ考え、控除とか、そういう考え方からいくと、当然に税収という部分という非課税は増えてくるのかなというところがあります。

あとは所得を幾らかでも多くしていくような施策で、非課税以外の課税する方々からの税収が、あと当然高齢者の方も、それ以上の所得を得ていただければ所得割、所得割だけということはない、均等割だけということもあり得るかもしれませんので、この辺は単純に考えればやはりどうしても減っていくということは想定されるということしか、現時点ではお話しはできないかと思います。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：ありがとうございます。

やはりデータを見る限り、この非課税世帯というのがほぼ年金生活の方なのだろうなということが理解できます。

この50代、59歳以下は現役世代なので、非課税になることはほとんどないのでしょうけれども、この未申告者がいる世帯というのはもう全然、要はこちらの税務のほうで把握できない人だということではないのですか。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：今の段階ではそういった状況になっておりますが、当初課税が終わりましたから、申告していない方については、文書を差し上げまして、後から申告していただくような状況となっております。

課税になる可能性はあります。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：そのとおり、課税になる人もあったり、それこそ生活保護ではないですけども、非課税になる人もいると、その変動もあるわけではないですか。

委員長　：大瀬市民税課長。

市民税課長：どちらもあります。
申告することによって。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：これまでの経過として、この未申告者、というのは、結果的にずっと同じ人が
続いているということもあり得るのですか。

委員長　：大瀬市民税課長。

市民税課長：残念ながら、同じという方もいらっしゃいます。
何年も申告していない場合には、遡って課税される場合もやはりありますので、その
ままということではないです。

委員長　：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：結果的にはその人たちも対応していかなければいけないという現状が出てくる
と思うのです。
要は、なかなか会いづらくなってくるということもあると思うのですけれども、いず
れ対応の仕方というかは、電話とか直接行って対話するとか、そういうことはあるので
すか。

委員長　：大瀬市民税課長。

市民税課長：申告の資料、こちらでも事前に資料がありますので、そういったものを見まして、
可能性のある方については、最初は手紙で呼び出しというか、来ていただいて申告する
というのが第一ですが、それにも、一回だけではなく数回やりますけれども、それでも
応じていただけない場合には、実際は新型コロナウイルス感染症でちょっと休んでおり
ますが、実態調査というのも数にはあります。

委員長　：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：5 ページの一番上の表の調定額、納税義務者数、令和4年度分で5万4,489人
という数字は、それから以前の表の中にこの数字というのは当てはまるのが出てこない
よね。

委員長　：大瀬市民税課長。

市民税課長：こちらのほうは、1ページのところが決算の状況でありまして、5ページの分については当初課税の分の人数となっておりますので、それで合わない状況になっております。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：比較のために、当初と当初で。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：分かりました。

この部分については、当初ではない、実際の数値だという。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：1ページ目が決算で、5ページ目については世帯の状況を、6月7日現在の世帯の状況を表すために、その基になっている同じ時期の当初課税を表したものです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：分かりました。

それで、この5ページの②の未申告者がいる世帯（課税者なし）、この意味をちょっともう一回教えてくださいませんか。

②の中身です。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：②の未申告者がいる世帯（課税者なし）というのは、未申告者がいてもほかの方で課税のある課税者がいるけれども、未申告者もいるというところもいるのですが、その方については③の課税世帯のほうに入ってしまうのです。

1人でも課税者がいれば、そこはもう未申告者がいるとしても、課税世帯という定義になってしまいますので、そちらは課税世帯。

現在未申告者がいる世帯は、現在、課税者がいないものですから、課税世帯には入れられませんので、ただ非課税世帯にも入れられないので、②番で示したというところですが、課税世帯ではないという意味になります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今説明の、課税者がいるけれども、未申告者もいるという説明、この場で言っ

ている。

そうではなくて、この米印の②のとおり、課税者がいない世帯かつ未申告者が1人でもいる世帯、いずれ課税者がいないし、未申告者もいるということだね。

委員長：千葉総務部長。

総務部長：①はもう完全にその世帯の中で全員申告をしてあるのに非課税だから全員①ですし、③については、未申告者がいたとしても、1人でも課税されている人がいる人は③に入っています。

②については、今現在は課税になっている人がいないのですが、未申告の人がいるので、もしかしたら課税になるかもしれないし、非課税になるかもしれない、どちらにも入れられないので、②になっているというような、消去法で残りが②という感じです。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：確認ですが、2ページの種類別の説明の中で、給与と農業の所得、ないしは営業等の所得で、これダブって両方ある方の場合には給与に分類されるというように説明を受けたのですが、そういうことでよかったですか。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：先ほどそのように説明いたしました、例えば農業のほうが大きければ農業のほうになります。

すみません、訂正いたします。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：所得の大きいほうで整理されているということですね。

委員長：大瀬市民税課長。

市民税課長：はい、そういうことでございます。

委員長：前回も説明いただきまして、非常に専門的な説明でしたので、今日は大変、資料等の準備をいただきましてありがとうございました。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、市民所得（税収）の現状についての調査を終了いたします。
総務部長はじめ当局の皆さんには、お忙しいところありがとうございました。
ここで、職員入替えのため、暫時休憩します。

（休憩 15：54～15：56）

委員長：再開します。

次に、地域づくりの現状についてを議題とします。

この議題につきましても、総務常任委員会の調査項目に位置づけているところであり
ます。

昨年度の市民と議員の懇談会や本通常会議の一般質問においても、一部取り上げられて
いるところではありますが、本日は人口減少や高齢化に伴う地域課題に対する行政のサ
ポートや具体的な対策、また地域協働体の強化に向けた取組などについて説明をいただ
き、質疑を通じて理解を深めていきたいと思います。

それでは、最初に、当局の説明を求めます。

小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：それでは、私から、本日の調査事項の説明概要について、初めにお話をさ
せていただきます。

地域づくりの現状についてであります。当市の地域づくりにつきましては、一関市
総合計画において、市民、各種団体と行政が相互理解の下、共に行動する協働のまちづ
くりを推進していくこととしております。

さらに、分野別計画であります協働のまちづくり基本方針となる、令和4年度から令
和8年度までを計画期間とします第2次一関市協働基本計画を令和4年3月に策定して
おります。

また、その実行計画の位置づけとなります一関市地域協働推進計画では、コミュニテ
ィ機能の再生・充実と地域力の強化を目指す地域協働体の体制強化、それから活動支援
を柱とした各種制度の構築から実施に至る基本的な事項を定め、地域づくりへの支援を
行っているところであります。

なお、一関市地域協働推進計画については、今年度第3次の計画を策定することとし
ておりますので、これから策定のスケジュールについても説明をさせていただきます。

先般の永澤議員の一般質問答弁と重複するところもあるかもしれませんが、資料によ
る説明につきましては、これからまちづくり推進課長から説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

委員長：後藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長：私からは、資料に基づきまして、地域づくりについて説明させていただ
きたいと思います。

一関市では、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が相互理解の下に、共に行

動する協働のまちづくりを推進してきております。

この協働のまちづくりの指針となる計画といたしまして、一関市協働基本計画、それから一関市地域協働推進計画、この二つの計画を策定しております。

令和4年3月に策定いたしました第2次一関市協働基本計画は、一関市が目指すまちの姿、それから協働の取組の基本方針など、基本的な方向を示す計画となっております。

また、第2次一関市地域協働推進計画は、一関市協働基本計画の基本方針の一つであります協働のための仕組みづくりを推進するための計画となっており、地域人材の育成・確保、それから地域の特性を生かした取組などを推進するものでございます。

それでは、資料の1ページを御覧いただきたいと思っております。

こちらでは、一関市協働基本計画の概要を記載してございます。

一関市が目指す協働の定義でございまして、協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意形成により協力して協働することとしておりまして、これまで市民と行政が対等に話し合い、課題解決に向けた基礎を構築してきたところでございます。

また、地域を取り巻く現状や、これまでの取組成果から課題を踏まえ、記載しております三つの施策を基本方針に掲げ、各種事業に取り組んでいるところでございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

協働のまちづくりを推進していく上で重要な主体の一つとして位置づけております地域協働体は現在、市内で33組織されております。

市では、地域協働体と定期的に会議や研修会を開催し、意見交換を行っており、その際に地域が抱えている課題や組織運営、事業実施に関する意見なども出されているところでございます。

その中で、人口減少や高齢化に伴う主な地域の課題として挙げられているものでございますが、地域に高齢者が多く、若い世代が少ない、それから、今後のリーダーとなり得る担い手不足に危機感を持っている、地区行事などへの参加率が低い、毎回同じ人が参加し、若者の参加が見られない、空き家が増え、環境の悪化が懸念されるといったことが挙げられているところでございます。

これらの課題につきましては、一部の地域だけが抱えている課題ではなく、市内全域における共通の課題と認識しております。

続きまして、3ページを御覧ください。

先ほど2ページで説明いたしました課題につきましては、地域協働体としましても同様でございまして、地域人材の育成と確保、地域協働体の組織体制の強化、この二つが大きな課題であると捉えているところでございます。

これらの課題に対しまして、市といたしましては、地域協働体ごとに定期的に市といたちのせき市民活動センター、地域協働体の三者によるチーム会議を開催し、課題の共有と助言などの対応を行っているほか、令和5年度から全ての地域協働体に交付することとした地域づくり交付金による地域協働体の自主的、主体的な活動の支援、地域協働体の役員や職員を対象とした階層別の研修の実施、地域協働体同士の情報交換会の実施、それから社会教育士の資格取得費用の助成などによりまして、地域協働体の活動を支援しているところでございまして、協働のまちづくりを進めていくためには、地

域協働体の職員の育成が不可欠というように捉えているところでございます。

続いて、4ページを御覧いただきたいと思います。

地域人材の育成と確保についての具体的な取組についてでございます。

移動市長室やまちづくり懇談会の際に、若者や学生と懇談を行っており、また、地域協働体を実施している事業の中に若者が取り組んでいる事業が多くございますが、これらの事業、取組について補助金や交付金を交付し、支援を行っているところでございます。

さらに、自治会長サミットを開催し、新しい住民の巻き込み方や役の交代、成り手について考えるをテーマに話し合いを行い、参加した自治会長などについては、新たな気づき、それから情報の共有が図られ、今後の取組につながっていくものと考えているところでございます。

続きまして、5ページを御覧いただきたいと思います。

地域協働体の組織体制の強化に向けた具体的な取組についての御説明となります。

まず、1つ目でございますが、地域協働体の職員等を対象とした研修会を実施しております。

階層別として、初任者を対象とした研修から、所長、事務局長を対象とした研修、そして地域協働体職員のスキルアップを目的とした実務者研修を実施しており、その研修内容につきましては、地域協働体からの意見を参考に、実施内容を毎年決定しているところでございます。

2つ目といたしましては、6ページになりますけれども、財政的な支援についてでございます。

この資料の真ん中に、円を四つに分けた図がございますが、こちらの左上の地域協働体について、まず説明をいたします。

地域協働体への支援につきましては、それぞれの地域協働体が策定した地域づくり計画に沿った地域課題解決のための取組に対し、今年度から地域づくり交付金として全ての地域協働体に交付しております。

これまで対象経費が限定されていた地域協働体活動費補助金、いわゆるひと・まち応援金、これと比べまして活用の自由度が高まっていることや、各種団体から新たなアイデアが生まれ、地域協働体に取り組む地域課題の解決や、地域の特性を生かした地域づくり活動の促進につながっていくものと考えているところでございます。

続きまして、その下に記載しております地域おこし事業でございます。

こちらの事業につきましては、おおむね一関市民で構成された団体が行う、活力ある地域づくりのために行う事業などに対して補助しているものでございます。

補助額については、補助率が3分の2以内、限度額を40万円として、地域おこしを行う団体を支援しているところでございます。

続きまして、右上の元気な地域づくり事業についてでございます。

こちらの事業は、実施主体は市、行政となりますが、地域住民と行政が相互に協力しながら事業を展開し、地域の特性を生かした特色ある地域づくりを推進していくことを目的としております。

この事業につきましては、本庁及び各支所の各課が事業主体となって行うものでござ

いまして、予算については、均等割と人口割で積算しまして、各支所に配分し、支所にありましては、支所長の権限で実施しているところでございます。

その下の自治会等活動費総合補助金についてでございます。

こちらの事業につきましては、自治意識の醸成と地域課題の解決に取り組む活動を支援するために、自治会等が行う事業に要する経費、それから自治会の集会施設の整備に要する経費などに対して補助を行っているものでございます。

補助額については、補助率は3分の2以内としておりまして、自治会ごとに限度額を設定しており、対応しているところでございます。

市内の各地域では、これまで申し上げましたような課題に直面しておりまして、地域づくり計画の継続的な推進や、若者の参画の促進など、引き続き協働のための仕組みづくりを進めていく必要がございます。

冒頭、部長からお話ししましたとおり、今年度、第3次一関市地域協働推進計画を策定することで事務を進めているところでございます。

策定に係る大まかなスケジュールは7ページに記載してございます。

来月、7月からになります。市内の各市民センターを会場に地域懇談会を開催いたしまして、市民の皆様から御意見を伺い、いただいた意見を計画に反映させてまいりたいと考えております。

計画案につきましては現在作成中でございますが、現在の予定といたしましては、年明け1月あたりに、総務常任委員会の皆様方に計画案の概要をお示しして、御意見をいただく予定としてございます。

説明につきましては以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長：大変ありがとうございました。

それでは、これより、ただいま説明を受けました内容について質疑を行います。

質疑の方はありますか。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：6ページで、財政的支援図の区分表が示されていますが、市民センターの予算というのは、ここの中には表せないものなのですね。

あくまでも地域協働体等に対する支援ということで、市民センターの予算等については、このところには表せるほど、この場では議論することはできないのですか。

市民センターの担当もこちらなのでしょう。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：市民センターのほうは、まちづくり推進課でなくていきがづくり課のほうを担当になっておりますが、市民センターについては指定管理なので、市から指定管理料として委託している格好なので、支援ではなくてあくまでも委託ということでの整理になるかと思えます。

こちらの協働のまちづくりの自治的な、自分たちで自主で組織して自分たちで活動していくというものを、ここの6ページの資料というようになります。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：総務常任委員会で市民センターを回った際に問題提起された市民センターがあって、どうしても人件費が足りない、職員が足りないという非常に強い話をされたのだけれども、今日はあくまでもまちづくり推進課のほうの中身だけれども、その辺を総合的に、市民センターと地域協働体と一体でやっているものなので、そういったことというのは、例えば今、課長が、こちらはまちづくり推進課長だけれども、部長のほうでその辺の市民センターとの絡みの部分で、そういう要望等があるというのをどのように解決していくのか。

あくまでもいきがづくり課のほうで担当だから、ただ間違いなく、人が足りないという要望を出された当委員会とすれば、そこに調査に行って、それを実際出されているので、その点についての市側の考え方というのはどうなのでしょう。

どのようにしていったらいいのか。

委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：まず一つは、本日説明させていただいたのは協働のまちづくりの分野であって、こちらの部分で人が足りないかどうかというのは、まだちょっとすみませんが、これから、今年度から交付金という形で支援をさせていただいているので、今年度実施、それぞれの地域協働体での事業の推進状況と意見を、これから行います地域懇談会などで意見をいただきながら、その交付金がどのような使われ方、それからどのようにあればいいのかという意見を聞いていくことになるかと思っております。

それから、もう一つは、指定管理の考え方、今、佐藤委員からお話があったように、人が足りないということの要望であります。

こちらについては今年度、今検討作業を始めているところであり、何が足りないのかというところは、これから調査していくことになるかと思えます。

最終的には指定管理での人の配置、それから指定管理料については、市の内部組織であります指定管理者制度運営委員会のほうで、最終的には調整していくことになるかと思えますが、それまでの状況について少し調査をしていかなければならない、考えていかなければならないことだと思えます。

そういう要望が出されているのはそのとおりなので、何がいうところは少し調査させていただきたいと思えます。

委員長：そのほか、ありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長：この際、委員として質疑をしたいので、暫時、副委員長と交代いたします。

副委員長：それでは、暫時、委員長の職務を行いますのでよろしくお願いいたします。

質疑を行います。

沼倉委員。

沼倉委員：5ページに、この地域協働体の強化に向けた取組ということで、今佐藤委員がお話をされたとおり、地域協働体に初任者、それから一定の経験をしていた実務者、一定のレベルをやってから所長とか事務局長の経験を踏まえて、キャリアアップしていくと思うのだけれども、地域協働体あるいは市民センターにお邪魔すると、ほとんど若い人がこの地域協働体に入って一生懸命やるというのは、そういうのはなかなかないと。

それは何かというと、そういう希望を持って入っても将来見通しが無いということで、当然この制度が始まる前に議員方も大分心配しておったのだけれども、結局単年度雇用というか、そうやって力量を高めて、地域協働体として頑張っていくというのは、なかなか将来見通しとか待遇面で環境整備がなっていないのではないと思うのだけれども。

その辺これを見ると、初任者研修をやって、次は実務者研修を行って、だんだん経験を積んだら事務局長とか所長になるというような、そういうのを想定しているのだけれども、その辺ちょっとやはり地域協働体などの皆さんに言うと、かなりその辺の見通しについて、現状では大変問題があるというような発言を聞いたことがあるのです。

担当部長としてはどのように考え、どのように対応したいと思っておりますか。

副委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：地域協働体ですけれども、先ほどの指定管理の部分と、それからこの地域づくり交付金の分野と、それぞれの指定管理料等交付金で支援というか、委託する部分と支援としているというような状況です。

先が見えないということがどういうことなのか、すみません、まだよく私は内容を把握しておりませんが、働いた分の対価として給料とかがお支払いされるわけでしょうけれども、どういようにその地域協働体ごとに雇う方、雇用の形態、それから賃金であったり給料であったりというのは決められていくのだろうと思います。

そういうものを単年度ではなくて、この協働のまちづくりというのはずっと続く話だと思いますので、そういう将来的なことも考えながら雇い入れる、それから待遇であったり、雇用形態であったり、給料というのはそれぞれが考えていただかないといけない分野ではないかと思えます。

市がこうしてくださいということはないと思います。

目安というのはあると思いますけれども、やはり自分たちで考えながら、そういうところもぜひこれからのことも考えていってほしいという願いではあります。

副委員長：沼倉委員。

沼倉委員：この地域協働体が主体だけれども、やはりその環境をつくるのは市ではないかと思うのだけれども。

言いたいのは、若い人がこの地域協働体に入って、地域のために一生懸命将来に向けて頑張りたいという人が、将来を見通していつて頑張れるような環境づくりを、行政と地域協働体が一体になって地域づくりを行っている以上は、そういう対応というのも市のほうで十分考えていかないと、なかなか期待したような地域協働体の、毎年同じことではなくて、経験を積んで非常に質的に上がってきたなという捉え方が出てくるのではないかと思うのです。

それがなく単発で終わってしまうと、何か毎年同じレベルで地域協働体の力量が上がっていかないのではないかと思うのです。

その辺、地域協働体が力を蓄えていけるような、人材育成につながるような行政の支援というのをこの地域協働体の強化に向けた取組の中で、ひとつ取組をお願いしたいと思っています。

これは要望です。

副委員長：小野寺まちづくり推進部長。

まちづくり推進部長：5ページのほうに職員の研修体系というのはありますけれども、こういう研修をしつつ、これは個人の話だと思います。

そのほかに自治会長サミットであったり、それからそれぞれの職員も交流しながら情報交換もしておりますので、やはりそういうところで、市が仕向けるのはそのとおりですけれども、地域協働体の職員のほうもやはりほかのところで何をしているのか、それから市内だけではなくて、外の景色を見ていただきながら、自分でやはり自己啓発しながら、高いところを目指していく必要もあるかと思っています。

ただ、それを支援していくのも市だと、おっしゃるとおりだと思いますので、そういうところのお話をいただきながら、市ができることというのは、実施を考えていかなければならないと思います。

同じことだけでは、いつまでも同じことしかならないので、新しいこと、高みを目指すことというのは、そういう仕組みというのも必要になってくるかと思っています。

副委員長：それでは、委員長と交代いたします。

委員長：そのほか、質疑の方はありませんか。

武田委員。

武田委員：担当部署として地域協働体に期待するものは、指示はできないとか、こちらからお願いするものではないという立ち位置というのはある程度は理解しますが、それで地域づくりというものについていろいろなことを考えている、言うなれば、ずぶの素人が集まってやっところさとやって、それで、うちあたりだとマンモスでもあり、行政区長が協議会の役員を兼務しているような状況ですと2年なり3年に、もうどんどん入れ替わっ

たりもします。

そうすれば、市民センター所長なり、そういった方々の力量というか、継続してレベルアップしていかれるのはそういった方々なのだろうと思いますが、いずれそういう方々も地域協働体という協議会があれば、その意向がかなり尊重しなければならないという、そういうところもあって、それがまとまりがつかないで去年と同じこととか、あるいは今回は交付金だから返すことはないかもしれませんが、人口割となれば私が住んでいるところはかなりの交付金があるのだと思うのです。

そういったものをただただ消化しなければならないというような前提で事業が組まれているのか、組まれなければならないような、そういう状況に置かれているというようにも仄聞しているのです。

そういう中で、やはり口出しできないとか指示はできないと言うのだけれども、もう少し伴走するとか、何かしらやはり示していかないと、私どものところでは、どちらかというと自治会のほうにでも力を入れていただいたほうが、地域協働体のほうはあまりにもマンモスだから何やっているのか全然住民は、月に1回のニュースを見て、ああ、そうだったのか、こうだったのか程度しか分からなくて、他人ごとですよ、まさしく。

そういうことと、地域と密着して地域のかかなり関わりを持ってやっているところと、どんどん格差が生まれるだろうという心配はしています。

そういうところで、何を期待して、どういった方向で今行っていて、という何か所見を述べていただければいいと思います。

今年かなりましたね、新しい計画も立てていかなければならなくなりましたね、今の時点でこういう状況で、こういうことをしたいけれども、今こういう状況でこの部分が底上げしなければならないとか、こんな問題があるとかというのは、やはり担当部署として適宜つかんで、それらを修正をかけるなり、いい方向に持っていくという努力は、やはりこの伴走型であれば積極的に関わっていかなければならない部門の最たるものではないですか、お金の次に。

委員長：後藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長：地域協働体ができて5年ないしそれ以上たっているところもありますし、比較的最近のところもありまして、地域協働体の活動内容にもやはり差が出てきているという実情はございます。

また、今武田委員からお話がありましたように、規模の大きい地域協働体もあれば、比較的そうでないような地域協働体もあると思います。

一方、地域協働体ごとに地域づくり計画を策定していただいておりますが、その計画に基づいて事業は行っているけれども、それに逆に追われてしまっているという現状もあるのかもしれない。

そういった中で、市としましては、チーム会議というものを設けまして、それぞれ地域協働体に担当職員をはりつけておまして、2名ないし3名の職員がそれぞれの地域協働体にお伺いして話を聞いて、課題等を伺っているところでありますので、そういった中で、伴走しながらというのがその取組の一つと言えます。

チーム会議については引き続き行いながら、それぞれの地域協働体が抱えている課題もお伺いいたしますし、一方でお伺いした課題に対しての解決策もお示しというか、何らかの方向性をお伝えするという必要かなというように思っておりますので、そういった取組を今後も行っていきたいというように思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：分かりました。

努力していただいていることについては分かりますが、恐らく先ほどのように、地域づくり計画をやった、それをつくるそのものも何をしたらいいかというあたりも、相対的な意見の集約というものになっていなくて、言うなれば、ある部分のところで多くの人たちの関わりを持った計画にはなっていないから、結果的にそこに参加なりする人たちが、無関心層が9割方以上だと思います。

95%ぐらい無関心だと思って結構だと思います。

そういう中で、私は今のようなことをずっと続けているものは、本当の一部の人たちが汗をかいている中に、なかなか住民の方々に対するそういった仕組みの恩恵というものについてまでは波及しないで進んでいくと、これは先細りになるということを申し上げても過言ではないと思います。

そうしたところをどうするかということをやはり真剣に考えていかなければならないもう時期になっていると思いますので、当初の意気込みからかなり士氣的にも落ち込んでいる部分もあったりとか、それから負担になっている部分とかというのも聞こえてきますから、その辺はやはりもう少しよく実情を把握していただいて、適宜な指導もしていく必要があると思います。

よろしくをお願いします。

委員長：千葉栄生委員。

千葉（栄）委員：先ほど武田委員とかからも話がありましたけれども、本来の地域協働というのは、みんなが理解して、本来であれば、地域住民が理解をして協働を進めていくことが本来の進め方だったはずなのでしょうけれども、それが最初の、それこそ手を挙げている頃の人たちが一生懸命力を入れてやったのでしょうけれども、それがつながっていない実情が地域にはあるという中で、両輪だというところで、地域の課題点、一関市の課題点があるわけではないですか。

それが共通するところをセットで解決していけばいいという、それが最高の道なのだろうね。

市として、地域協働体としての成功体になるのだろうと思うのです。

だから、職員の待遇を少し見直したほうがいいのかとか地域の地域協働体の中での話があった、それで市とすればそんなに財源はないから何とかならないかなと、例えばですよ。

そういう話し合いを、どんどん掛け合いをしていかないと、市はお金を出すだけではな

くて、地域のこの課題を解決するために一緒に汗をかくようなことをやっていくことが本来の協働だと思うので、ぜひ本来の協働というものをもう一度確認しようという作業も大事だと思うので、ぜひそこを、前に進むことも大事なのですけれども、戻って考え直すことも必要だと思うので、ぜひそこも含めて取り組んでもらいたいと思います。

要望です。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：7ページのスケジュールからです。

その中で、私の聞き漏れだったら申し訳ございません。

第1回から第5回までの協働推進会議を開催しますという計画なのですけれども、この会議の構成メンバーを教えてください。

これは1回目から5回目まで全員一緒なのか、それぞれ違うのか。

あともう一つが、それぞれの会議に対して、これは情報開示はしていただけるものなのかという、その確認です。

委員長：後藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長：協働推進会議の委員ですけれども、委員につきましては、区分としましては、一つとしまして地域協働体あるいは住民、自治組織を代表する方、それから2つ目としましては、公募等にに応じた方、それから市の職員、もう一つ最後、その他市長が必要と認めるものということで、四つの区分になっております。

具体的には、各支所から地域協働体の職員の方などを推薦していただいたり、あるいは各団体分野から、団体ですと商工業に関わっている方とか、あるいは、いちのせき市民活動センターから推薦等いただいております。

あと、会議の内容の公開についてのお話がありましたけれども、こちらについては、会議の内容については、これから公開してまいります。

協議の内容についてはお知らせしていきたいと思います。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：今の2件についてそれぞれ質問ですが、その構成メンバーは今お聞きしました。

その中で職員の皆さんも、団体の分野からもそうなのかもしれませんが、代表の方というお話をいただきましたが、冒頭で地域協働体33団体ありますよという話の中で、この会議、5回までのこの会議の中に、この33団体からの代表の方全員が参加されるのかどうかというのをちょっと確認です。

あと、情報開示はこれからしていきますというお話をいただきました。

ありがたいというように思うのですが、その開示方法はどのようなものを考えているのか。

ホームページなのか、あるいは広報なのか、様々あると思うのですけれども、それを

ちょっとお聞かせください。

委員長：後藤まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長：協働推進会議というのは、今回計画策定のためだけに設置するものではなくて、これまでも設置してきたものでございます。

その中で、地域協働体等の代表の方全てが入っているわけではなくて、各地域からお一人ぐらいつつ、各支所から推薦をいただいております、必ずしも代表の方とは限らないです。

事務職員の方もいらっしゃいますし、所長レベルの方もいらっしゃいます。

そういった方々なので、全員の方々からこの協働推進会議の中で意見を聞くということはないのですけれども、来月から予定しております懇談会の中で、市民センター単位で懇談会を開催する予定としております。

その案内の中には、地域協働体の方も当然案内させていただく予定としておりますので、そういった中で御意見のほうは伺う予定としてございます。

それから、情報の公開については、ホームページで公開はいたします。

委員長：ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ質疑を終わります。

以上で、地域づくりの現状についての調査を終了します。

職員退室のため、暫時休憩します。

大変御苦勞さまでした。

(休憩16:37~16:37)

委員長：再開します。

次に、調査項目についてを議題とします。

先に調査を行った「市民所得(税金)の現状について」について、今後の取扱いをどのようにするか、意見交換します。

暫時休憩します。

(休憩16:38~16:47)

委員長：再開します。

調査項目のうち、市民所得(税金)の現状については、今後の取扱いにつきましては、現状について担当部署から説明を受けて、これを改善するに当たっては、各分野に波及すると。

したがって、そういう皆さんと、この現状を何とかする方向について取組をする必要があるということを提言するという事でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : それでは、この市民所得(税収)の現状につきましては、ただいま申し上げたような取組を進めたいと思います。

武田委員。

武田委員 : 私が申し上げていることと今のはちょっと違うような気がするのですが。

当然、市民所得がこういう状況ですよというベースが見えてきたと。

ですから、それぞれの分野でそういった底上げをする施策なりなんなりやれないのかという話をしろという話だと思うのですが、私はそれではない。

私たちがこういうようにして、当初は非課税の方のデータはありませんということから、これまでいろいろと根掘り葉掘りで、今日非課税世帯がどれぐらいあるかとかいうデータを出させることができました。

そしてその結果、こういうことが起きているけれども、部長、これをどうするのですかと言ったときに、いや、前年度程度だからよかったという答えをもらって、私愕然としたのです。

こういうことをデータをせっかく取ってこういう状況であれば、ここを何とかしなければならぬというようなものを、市職員のトップなどは、やはりそういうテーブルで何かしらアクションを起こさなければならぬでしょうと。

これをする仕組みがないから問題だと私は言っているのです。

委員長 : 武田議員の話を少し深める意味で暫時休憩します。

(休憩 16:50~17:00)

委員長 : 再開します。

それでは、この案件につきましては、非常に市政の現状が十分に理解できて、現状を何とかするためには、施策に反映するというか、そのぐらい重大な取組が必要であるという提言とともに、それに向けて、ほかの常任委員会でも、具体的な取組を進めるということで、委員長方と協議を行いながら、具体的な提言に向けて取り組んでいくということでもいいでしょうか。

(「はい」の声あり)

委員長 : それでは、そのような内容で取りまとめを行って、常任委員長方には、今日の会議の状況をお話ししながら話し合いを今後進めていきたいと思えます。

以上で、調査項目についての協議を終わります。

それでは次に、その他に入ります。

最初に、視察先への質問事項について議題とします。

皆さんに質問事項の照会をしたのですけれども、結果として正副委員長において提出がありました。

お示した資料のとおりであります。

それでは、暫時休憩します。

(休憩 17:02~17:05)

委員長 : 再開します。

視察先への質問事項については、お示した内容といたします。

次に、行政視察について、前回の委員会から変更になった箇所について事務局より説明をさせます。

暫時休憩します。

(休憩 17:06~17:09)

委員長 : 再開します。

それでは、事務局から説明がありましたけれども、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、行政視察につきましては、事務局からの説明のとおり進めたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

なお、列車時刻等詳細の行程表につきましては、本日の資料と一緒に配付しておりますので、後で御覧願います。

そのほか、皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、次回の委員会について協議をいたします。

次回委員会は、年度当初の予定どおり、所管事務調査として、オンラインでの先進地視察を行いたいと思います。

内容は、総務常任委員会の調査項目の一つであります投票率向上への高校生への取組と課題についてであり、視察先は滋賀県大津市議会であります。

日程は7月25日水曜日を候補日として調整したいと思います。

時間などの調整につきましては、事務局と正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう実施することとし、議長に対し、調査実施の手続きを取り運びます。

なお、この大津市議会の高校生の選挙の取組については、タブレットに資料が入っておりますので、御覧を賜りたいと思います。

それから、この調査につきましても、視察先の大津市議会に対して質問事項がありましたら、事前に連絡しておきたいと思いますので、本日お配りした別紙により、7月20日木曜日まで、事務局へ提出をお願いいたします。

20日までに皆さんから質問事項がない場合は、正副委員長に質問内容を御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決定しました。

ほかに皆さんから何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : なければ、以上で本日予定した案件の協議を終わります。

以上で、本日の委員会を終了します。

御苦労さまでした。

(午後5時11分 閉会)